

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

第1編 共通編

第1編 共通編

第1章 総則

第1章 総則

第1節 総則

第1節 総則

1-1-1-1 適用

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

1. 適用工事

福井市土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、福井市工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第1条第1項に規定する仕様書として、福井市の発注する土木工事(建設工事のうち建築工事及び建築設備工事を除くものをいう。以下同じ。)に係る工事請負契約書(契約約款を含み以下「契約書等」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図るためのものである。

福井市土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、福井市工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第1条第1項に規定する仕様書として、福井市の発注する土木工事(建設工事のうち建築工事及び建築設備工事を除くものをいう。以下同じ。)に係る工事請負契約書(契約約款を含み以下「契約書等」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図るためのものである。

2. 共通仕様書の適用

2. 共通仕様書の適用

受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「福井市工事等監督規程」(平成9年5月1日福井市訓令甲第4号)(以下「監督規程」という。)及び「福井市工事等検査規程」(平成9年5月1日福井市訓令甲第3号)(以下「検査規程」という。)に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、部分引渡検査、部分払検査、中間検査)にあたっては、福井市財務会計規則(昭和39年5月15日規則第11号)(以下「財務会計規則」という。)第119号及び第121号に基づくものであることを認識しなければならない。

受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「福井市工事等監督規程」(平成9年5月1日福井市訓令甲第4号)(以下「監督規程」という。)及び「福井市工事等検査規程」(平成9年5月1日福井市訓令甲第3号)(以下「検査規程」という。)に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、部分引渡検査、部分払検査、中間検査)にあたっては、福井市財務会計規則(昭和39年5月15日規則第11号)(以下「財務会計規則」という。)第119号及び第121号に基づくものであることを認識しなければならない。

3. 優先事項

3. 優先事項

契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

4. 設計図書間の不整合

4. 設計書間の不整合

特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

契約図面、特記仕様書、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

5. S I 単位

5. S I 単位

設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は()内を非S I 単位とする。

設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は()内を非S I 単位とする。

1-1-1-2 用語の定義

1-1-1-2 用語の定義

1. 監督職員

1. 監督職員

監督職員とは、財務会計規則第119条に規定する職員をいい、主に受注者に対する指示・承諾・協議及び関連工事の調整の処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付、受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施(他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む)を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合等における契約権者への報告を行うとともに監督業務の掌握を行う者をいう。

監督職員とは、財務会計規則第119条に規定する職員をいい、主に受注者に対する指示・承諾・協議及び関連工事の調整の処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付、受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施(他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む)を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合等における契約権者への報告を行うとともに監督業務の掌握を行う者をいう。

2. 複数監督職員

2. 複数監督職員

監督職員を複数設置する場合、監督職員とは主任監督職員、監督職員を総称していう。受注者には主として監督職員が対応する。

監督職員を複数設置する場合、監督職員とは主任監督職員、その他の監督職員を総称していう。受注者には主として後者が対応する。

3. 主任監督職員

3. 主任監督職員

主任監督職員とは、主に、受注者に対する指示・承諾・協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付、受注者が作成した図面の承諾のうち重要なものの処理を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施(他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む)のうち重要なものの処理を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合等における契約権者への報告のうち重要なものの処理を行うとともに、監督職員の指揮監督並びに監督業務を掌握する者をいう。

主任監督職員とは、主に、受注者に対する指示・承諾・協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付、受注者が作成した図面の承諾のうち重要なものの処理を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施(他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む)のうち重要なものの処理を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合等における契約権者への報告のうち重要なものの処理を行うとともに、その他の監督職員の指揮監督並びに監督業務を掌握する者をいう。

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

4. 監督職員

監督職員とは、主に、受注者に対する指示・承諾・協議(重要なものを除く)の処理及び関連工事の調整(重要なものを除く)、工事実施のための詳細図等の作成及び交付(重要なものを除く)、受注者が作成した図面の承諾(重要なものを除く)を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施(重要なものを除く)を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合等における契約権者への報告(重要なものを除く)を行う者をいう。また監督職員は必要と認める事項を主任監督職員へ報告するものとする。

5. 契約権者

契約権者とは、財務会計規則第2条第10号で規定された者をいう。

6. 契約図書

契約図書とは、契約書等及び設計図書をいう。

7. 設計図書

設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び質問回答書をいう。

8. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称していう。

9. 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

10. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

11. 契約図面

契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

12. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

13. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

14. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

15. 工事数量総括表

工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した工事費内訳表等の書類をいう。

16. 指示

指示とは、**契約図書**の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

17. 承諾

承諾とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

18. 協議

協議とは、書面により**契約図書**の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

19. 提出

提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

4. その他の監督職員

その他の監督職員とは、主に、受注者に対する指示・承諾・協議(重要なものを除く)の処理及び関連工事の調整(重要なものを除く)、工事実施のための詳細図等の作成及び交付(重要なものを除く)、受注者が作成した図面の承諾(重要なものを除く)を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施(重要なものを除く)を行い、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合等における契約権者への報告(重要なものを除く)を行う者をいう。また監督職員は必要と認める事項を主任監督職員へ報告するものとする。

5. 契約権者

契約権者とは、財務会計規則第2条第10号で規定された者をいう。

6. 契約図書

契約図書とは、契約書等及び設計図書をいう。

7. 設計図書

設計図書とは、仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び質問回答書をいう。

8. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称していう。

9. 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

10. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

11. 契約図面

契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

12. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

13. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

14. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

15. 工事数量総括表

工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した工事費内訳表等の書類をいう。

16. 指示

指示とは、**契約図書**の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

17. 承諾

承諾とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

18. 協議

協議とは、書面により**契約図書**の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

19. 提出

提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

改正(令和2年10月版)	平成30年10月版
<p>20. 提示 提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員又は検査職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>21. 報告 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。</p> <p>22. 通知 通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p> <p>23. 連絡 連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>24. 納品 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</p> <p>25. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>26. 情報共有システム 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>27. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名又は押印がなくても有効とする。</p> <p>28. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。<u>なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(平成29年1月30日付け国技建管第10号)に基づき実施しなければならない。</u></p> <p>29. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。</p> <p>30. 工事書類 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。</p> <p>31. 契約関係書類 契約関係書類とは、契約約款第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。</p> <p>32. 工事管理台帳 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p>33. 工事完成図書 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。</p> <p>34. 電子成果品 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。</p> <p>35. 工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。</p> <p>36. 確認</p>	<p>20. 提示 提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員又は検査職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>21. 報告 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。</p> <p>22. 通知 通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p> <p>23. 連絡 連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>24. 納品 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</p> <p>25. 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>26. 情報共有システム 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p>27. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名又は押印がなくても有効とする。</p> <p>28. 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>29. 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。</p> <p>30. 工事書類 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。</p> <p>31. 契約関係書類 契約関係書類とは、契約約款第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。</p> <p>32. 工事管理台帳 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p>33. 工事完成図書 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。</p> <p>34. 電子成果品 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。</p> <p>35. 工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。</p> <p>36. 確認</p>

改正（令和2年10月版）	平成30年10月版
<p>確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>37. 立会 立会とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>38. 工事検査 工事検査とは、検査職員が契約約款第31条、第37条、第38条に基づく確認を行うことをいう。</p> <p>39. 検査職員 検査職員とは、財務会計規則第121条に基づき、工事検査を行うために契約権者が命じた者をいう。</p> <p>40. 中間検査 中間検査とは、検査職員が検査規程第2条第4号に基づき行う支払を伴わない検査をいう。</p> <p>41. 段階検査 段階検査とは、段階確認の項目の中で特に検査職員が必要と認めた項目について、検査職員が行う検査をいう。</p> <p>42. 同等以上の品質 同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p>43. 工期 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p>44. 工事開始日 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p>45. 工事着手 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p>46. 工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。</p> <p>47. 本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>48. 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p>49. 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</p> <p>50. 現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>51. S I S Iとは、国際単位系をいう。</p> <p>52. 現場発成品 現場発成品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p> <p>53. J I S 規格 J I S 規格とは、日本産業規格をいう。</p> <p>1 - 1 - 1 - 3 設計図書の照査等 1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することがで</p>	<p>確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>37. 立会 立会とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>38. 工事検査 工事検査とは、検査職員が契約約款第31条、第37条、第38条に基づく確認を行うことをいう。</p> <p>39. 検査職員 検査職員とは、財務会計規則第121条に基づき、工事検査を行うために契約権者が命じた者をいう。</p> <p>40. 中間検査 中間検査とは、検査職員が検査規程第2条第4号に基づき行う支払を伴わない検査をいう。</p> <p>41. 段階検査 段階検査とは、段階確認の項目の中で特に検査職員が必要と認めた項目について、検査職員が行う検査をいう。</p> <p>42. 同等以上の品質 同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p>43. 工期 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p>44. 工事開始日 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p>45. 工事着手 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p>46. 工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。</p> <p>47. 本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>48. 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p>49. 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。</p> <p>50. 現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>51. S I S Iとは、国際単位系をいう。</p> <p>52. 現場発成品 現場発成品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p> <p>53. J I S 規格 J I S 規格とは、日本工業規格をいう。</p> <p>1 - 1 - 1 - 3 設計図書の照査等 1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することがで</p>

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

きる。ただし、共通仕様書、福井市工事施工管理基準等公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約約款第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-1-4 施工計画書

1. 一般事項

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

2. 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更は除く)には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

3. 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、

きる。ただし、共通仕様書、福井市工事施工管理基準等公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-1-4 施工計画書

1. 一般事項

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

2. 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

3. 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時

改正（令和2年10月版）	平成30年10月版
<p>日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。ただし、工事請負代金3,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、<u>コリンズ登録時に監督職員にメール送信される</u>。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（<u>土曜日、日曜日、祝日等を除く</u>）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、<u>本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>1 - 1 - 1 - 6 監督職員</p> <p>1 . 監督職員の権限 当該工事における監督職員の権限は、契約約款第9条第2項に規定した事項である。</p> <p>2 . 監督職員の権限の行使 監督職員がその権限を行使するときは、<u>書面により行うものとする</u>。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p> <p>1 - 1 - 1 - 7 工事用地等の使用</p> <p>1 . 維持・管理 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>2 . 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3 . 第三者からの調達用地 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>4 . 用地の返還 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、<u>設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに</u>発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も<u>速やかに</u>発注者に返還しなければならない。</p> <p>5 . 復旧費用の負担 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</p> <p>6 . 用地の使用制限 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。</p> <p>1 - 1 - 1 - 8 工事の着手</p> <p>受注者は、<u>特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手</u></p>	<p>は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。<u>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u>ただし、工事請負代金3,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が<u>受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。</u>なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p> <p>1 - 1 - 1 - 6 監督職員</p> <p>1 . 監督職員の権限 当該工事における監督職員の権限は、契約約款第9条第2項に規定した事項である。</p> <p>2 . 監督職員の権限の行使 監督職員がその権限を行使するときは、<u>書面により行うものとする</u>。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p> <p>1 - 1 - 1 - 7 工事用地等の使用</p> <p>1 . 維持・管理 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>2 . 用地の確保 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3 . 第三者からの調達用地 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>4 . 用地の返還 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、<u>設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、直ちに</u>発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も<u>遅延なく</u>発注者に返還しなければならない。</p> <p>5 . 復旧費用の負担 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</p> <p>6 . 用地の使用制限 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。</p> <p>1 - 1 - 1 - 8 工事の着手</p> <p>1 . 工事着工届 受注者は、<u>契約書に定める着工日に、工事着工届を監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>2 . 工事着手 受注者は、<u>特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期</u></p>

改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

までの期間は、最低30日を必要日数として、工事着手しなければならない。

日以降30日以内に工事着手しなければならない。

1-1-1-9 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 (2) 下請負者が福井市競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

1-1-1-9 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 (2) 下請負者が福井市競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

1-1-1-10 施工体制台帳

1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

1-1-1-10 施工体制台帳

1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約がある場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

2. 施工体系図

第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。

2. 施工体系図

第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。

3. 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。

3. 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。

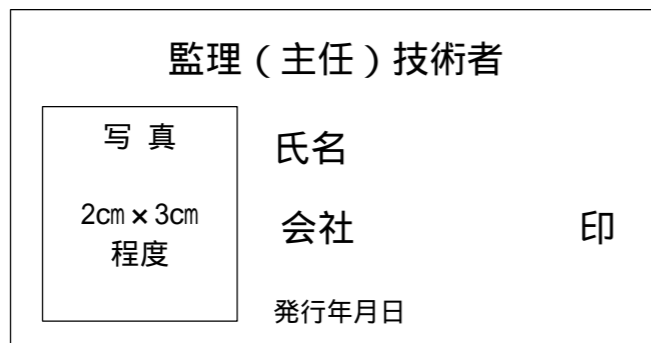


図1-1-1 名札の標準図

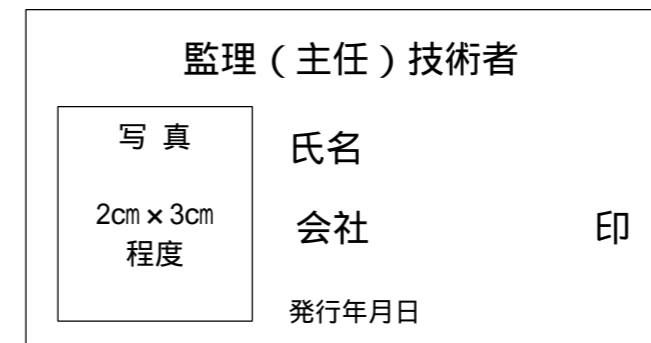


図1-1-1 名札の標準図

4. 施工体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

1-1-1-11 受注者相互の協力

受注者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。
 また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-1-11 受注者相互の協力

受注者は、契約約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。
 また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-1-12 調査・試験に対する協力

1-1-1-12 調査・試験に対する協力

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

1. 一般事項

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 諸経費動向調査・施工合理化調査等

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査、施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

4. NETIS

受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

5. 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-1-13 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約約款第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合。

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-1-14 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1. 一般事項

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2. 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3. 諸経費動向調査・施工合理化調査等

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査、施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

4. NETIS

受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

5. 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-1-1-13 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約約款第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合。

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-1-14 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

1-1-1-15 工期変更

1. 一般事項

契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約約款第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約約款第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

1-1-1-16 支給材料及び貸与品

1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約約款第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受渡状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3. 支給品精算書、支給材料精算書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事にあつては支給材料精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

4. 引渡場所

契約約款第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

5. 返還

受注者は、契約約款第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

6. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

7. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

1-1-1-15 工期変更

1. 一般事項

契約約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、契約約款第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は、契約約款第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、契約約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、契約約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

1-1-1-16 支給材料及び貸与品

1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約約款第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受渡状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3. 支給品精算書、支給材料精算書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）には、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事にあつては支給材料精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

4. 引渡場所

契約約款第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

5. 返還

受注者は、契約約款第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

6. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

7. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

8. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1 - 1 - 1 - 17 工事現場発生品**1. 一般事項**

受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したもののについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

1 - 1 - 1 - 18 建設副産物**1. 一般事項**

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事又は**設計図書**に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。

2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

3. 法令遵守

受注者は、**建設副産物適正処理推進要綱**(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、**再生資源の利用の促進について**(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、**建設汚泥の再生利用に関するガイドライン**(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、**施工計画書**に含め監督職員に提出しなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、**施工計画書**に含め監督職員に提出しなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「**再生資源利用実施書**」及び「**再生資源利用促進実施書**」を発注者に提出しなければならない。

1 - 1 - 1 - 19 工事完成図**1. 工事完成図**

受注者は、**設計図書**に従って工事完成図を作成しなければならない。

ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。

2. 電子納品

受注者は、工事完成図及びその他必要な図書について「**福井市電子納品ガイドライン(案)工事編**」に従って電子納品するものとする。

8. 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1 - 1 - 1 - 17 工事現場発生品**1. 一般事項**

受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したもののについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

1 - 1 - 1 - 18 建設副産物**1. 一般事項**

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事又は**設計図書**に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。

2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

3. 法令遵守

受注者は、**建設副産物適正処理推進要綱**(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、**再生資源の利用の促進について**(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、**建設汚泥の再生利用に関するガイドライン**(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4. 再生資源利用計画

受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、**施工計画書**に含め監督職員に提出しなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、**施工計画書**に含め監督職員に提出しなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「**再生資源利用実施書**」及び「**再生資源利用促進実施書**」を発注者に提出しなければならない。

1 - 1 - 1 - 19 工事完成図**1. 工事完成図**

受注者は、**設計図書**に従って工事完成図を作成しなければならない。

ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。

2. 電子納品

受注者は、工事完成図及びその他必要な図書について「**福井市電子納品ガイドライン(案)工事編**」に従って電子納品するものとする。

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

1-1-1-20 工事完成検査

1. 工事完成届

受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、工事完成届を監督職員に提出しなければならない。

2. 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成届を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約約款第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査日の通知

発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

4. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

5. 手直しの命令

検査職員は、手直しの必要があると認めた場合には、工事・会計管理部長に報告し、工事・会計管理部長は受注者に対して、手直しを命じるものとする。

6. 手直し期間

手直しの完了が確認された場合は、その指示の日から手直し完了の確認の日までの期間は、約款第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。

7. 適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-4 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

1-1-1-21 部分払検査及び部分引渡検査

1. 一般事項

受注者は、契約約款第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約約款第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、指定部分に係わる検査を受けなければならない。

2. 部分払いの請求

受注者は、契約約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

3. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4. 修補

受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。

5. 適用規定

受注者は、当該部分払検査については、第3編1-1-4 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

6. 検査日の通知

発注者は、部分払検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

1-1-1-20 工事完成検査

1. 工事完成届

受注者は、契約約款第31条の規定に基づき、工事完成届を監督職員に提出しなければならない。

2. 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成届を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約約款第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査日の通知

発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

4. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

5. 手直しの命令

検査職員は、手直しの必要があると認めた場合には、工事・会計管理部長に報告し、工事・会計管理部長は受注者に対して、手直しを命じるものとする。

6. 手直し期間

手直しの完了が確認された場合は、その指示の日から手直し完了の確認の日までの期間は、約款第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。

7. 適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-4 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

1-1-1-21 部分払検査及び部分引渡検査

1. 一般事項

受注者は、契約約款第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約約款第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、指定部分に係わる検査を受けなければならない。

2. 部分払いの請求

受注者は、契約約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

3. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4. 修補

受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。

5. 適用規定

受注者は、当該部分払検査については、第3編1-1-4 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

6. 検査日の通知

発注者は、部分払検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

7. 中間前払金の請求

受注者は、契約約款第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-1-22 部分使用

1. 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

2. 監督職員による検査

受注者は、発注者が契約約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査又は監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-1-1-23 施工管理

1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたっては、**施工計画書**に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2. 施工管理頻度、密度の変更

監督職員は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

3. 標示板の設置

受注者は、工事現場周辺の危害防止を図るために、周辺住民はもとより不特定多数の一般市民にも工事の目的と施工の実情等の工事概要を周知する手段として、工事区間の起終点到図1-1-2の標示板を設置しなければならない。なお、原則として**標示板**には県内産の間伐材を用いるものとし、受注者は、使用されている間伐材が県内産であることについて、福井県産間伐材認証制度等により監督職員の確認を得なければならない。

図1-1-2 標示板



7. 中間前払金の請求

受注者は、契約約款第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

1-1-1-22 部分使用

1. 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

2. 監督職員による検査

受注者は、発注者が契約約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間検査又は監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-1-1-23 施工管理

1. 一般事項

受注者は、工事の施工にあたっては、**施工計画書**に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2. 施工管理頻度、密度の変更

監督職員は、以下に掲げる場合、**設計図書**に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

3. 標示板の設置

受注者は、工事現場周辺の危害防止を図るために、周辺住民はもとより不特定多数の一般市民にも工事の目的と施工の実情等の工事概要を周知する手段として、工事区間の起終点到図1-1-2、**図1-1-3**の標示板を設置しなければならない。なお、原則として**表示板**には県内産の間伐材を用いるものとし、受注者は、使用されている間伐材が県内産であることについて、福井県産間伐材認証制度等により監督職員の確認を得なければならない。

図1-1-2 標示板



改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

8．記録及び関係書類

受注者は、「福井市工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

なお、「福井市工事施工管理基準」に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

1 - 1 - 1 - 24 履行報告

受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

1 - 1 - 1 - 25 工事関係者に対する措置請求**1．現場代理人に対する措置**

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2．技術者に対する措置

発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1 - 1 - 1 - 26 工事中の安全確保**1．安全指針等の遵守**

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2．支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3．周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

4．防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

5．第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

6．安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

7．現場環境改善

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

8．記録及び関係書類

受注者は、「福井市工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、完成検査時までに監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

なお、工事施工管理基準及び規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

1 - 1 - 1 - 24 履行報告

受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

1 - 1 - 1 - 25 工事関係者に対する措置請求**1．現場代理人に対する措置**

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2．技術者に対する措置

発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1 - 1 - 1 - 26 工事中の安全確保**1．安全指針等の遵守**

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2．支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3．周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

4．防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

5．第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

6．安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

7．現場環境改善

受注者は、工事現場の環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

改正（令和2年10月版）	平成30年10月版
<p>8．定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>9．施工計画書 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>10．安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</p> <p>11．関係機関との連絡 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p>12．工事関係者の連絡会議 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>13．安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（<u>平成30年7月改正 法律第78号</u>）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14．安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（<u>平成30年7月改正 法律第78号</u>）関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>15．災害発生時の応急処置 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。</p> <p>16．地下埋設物等の調査 受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p> <p>17．不明の地下埋設物等の処置 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>18．地下埋設物等損害時の措置 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。</p> <p>19．防災対策 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。</p> <p>20．現道に段差が生じる場合の安全管理 現道上の工事において、通行止めを行わずに工事を実施する区間については、原則、通行車両が段</p>	<p>8．定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>9．施工計画書 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>10．安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</p> <p>11．関係機関との連絡 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p>12．工事関係者の連絡会議 受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p>13．安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（<u>平成27年5月改正 法律第17号</u>）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14．安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（<u>平成27年5月改正 法律第17号</u>）関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>15．災害発生時の応急処置 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。</p> <p>16．地下埋設物等の調査 受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p> <p>17．不明の地下埋設物等の処置 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>18．地下埋設物等損害時の措置 受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。</p> <p>19．防災対策 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。</p> <p>20．現道に段差が生じる場合の安全管理 現道上の工事において、通行止めを行わずに工事を実施する区間については、原則、通行車両が段</p>

改正 (令和 2 年 1 0 月版)	平成 3 0 年 1 0 月版
<p>差を通行しないような施工計画とすること。また、やむをえず現道に段差が生じる場合には、事前に監督職員と協議し、アスファルト合材等による「すりつけ舗装」を段差の生じる箇所すべてに行い、通行車両の交通の安全を図ること。</p> <p>1 - 1 - 1 - 27 爆発及び火災の防止</p> <p>1 . 火薬類の使用 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。 (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。 なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。 (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。</p> <p>2 . 火気の使用 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。 (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。 (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。</p> <p>1 - 1 - 1 - 28 後片付け 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。</p> <p>1 - 1 - 1 - 29 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 1 - 30 環境対策</p> <p>1 . 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 (建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 . 苦情対応 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。</p> <p>3 . 注意義務 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>差を通行しないような施工計画とすること。また、やむをえず現道に段差が生じる場合には、事前に監督職員と協議し、アスファルト合材等による「すりつけ舗装」を段差の生じる箇所すべてに行い、通行車両の交通の安全を図ること。</p> <p>1 - 1 - 1 - 27 爆発及び火災の防止</p> <p>1 . 火薬類の使用 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。 (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。 なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。 (2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。</p> <p>2 . 火気の使用 受注者は、火気の使用については、以下の規定による。 (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。 (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。 (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。 (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。</p> <p>1 - 1 - 1 - 28 後片付け 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。</p> <p>1 - 1 - 1 - 29 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 1 - 30 環境対策</p> <p>1 . 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 (建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 . 苦情対応 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。</p> <p>3 . 注意義務 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。</p>

改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

4. 廃油等の適切な措置

受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

5. 水中への落下防止措置

受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表1-1-1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

4. 廃油等の適切な措置

受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

5. 水中への落下防止措置

受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

6. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表1-1-1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル(車輪式)・ブルドーザ・発動発電機(可搬式)・空気圧縮機(可搬式)・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン

表1-1-2

機 種	備 考
トンネル工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

7. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油でJIS規格であるものをいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。また、燃料検査があった場合には協力すること。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、**建設工事に伴う騒音振動対策技術指針**（建設大臣官房技術**参事**官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、**低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定**（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種~~の~~調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって**協議**することができる。

9. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「**福井市環境物品等購入指針**」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとする。

1-1-1-31 文化財の保護

1. 一般事項

受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員に**協議**しなければならない。

2. 文化財等発見時の処置

受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-1-32 交通安全管理

1. 一般事項

受注者は、工用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約約款第28条によって処置するものとする。

表1-1-2

機 種	備 考
トンネル工用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

7. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油でJIS規格であるものをいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。また、燃料検査があった場合には協力すること。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

8. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、**建設工事に伴う騒音振動対策技術指針**（建設大臣官房技術**審議**官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を**設計図書**で使用を義務付けている場合には、**低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定**（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種~~の~~調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって**協議**することができる。

9. 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「**福井市環境物品等購入指針**」に基づき環境資材等の使用を積極的に推進するものとする。

1-1-1-31 文化財の保護

1. 一般事項

受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、**設計図書**に関して監督職員に**協議**しなければならない。

2. 文化財等発見時の処置

受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-1-32 交通安全管理

1. 一般事項

受注者は、工用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約約款第28条によって処置するものとする。

改正（令和2年10月版）	平成30年10月版
<p>2．輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3．交通安全等輸送計画 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」あるいは「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。</p> <p>4．交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>5．工事用道路使用の責任 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>6．工事用道路共用時の処置 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>7．公衆交通の確保 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>8．水上輸送 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>9．作業区域の標示等 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</p> <p>10．水中落下支障物の処置 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>11．作業船舶機械故障時の処置 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>12．通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第</p>	<p>2．輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3．交通安全等輸送計画 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をとまなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」あるいは「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。</p> <p>4．交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>5．工事用道路使用の責任 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>6．工事用道路共用時の処置 受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>7．公衆交通の確保 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>8．水上輸送 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p>9．作業区域の標示等 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</p> <p>10．水中落下支障物の処置 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>11．作業船舶機械故障時の処置 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。</p> <p>12．通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第187号）第</p>

改正（令和2年10月版）

3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（[平成30年1月4日改正 政令第1号](#)）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（[平成30年6月改正 法律第41号](#)）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-1-3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0t）
軸重	10.0t
陸接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-1-33 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約約款第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約約款第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-1-34 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。各諸法令が改正された場合、最新の諸法令を用いることとする。

- (1) 地方自治法（[令和元年6月改正 法律第37号](#)）
- (2) 建設業法（[平成29年6月改正 法律第45号](#)）
- (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）
- (4) 労働基準法（[平成30年7月改正 法律第71号](#)）
- (5) 労働安全衛生法（[平成30年7月改正 法律第78号](#)）
- (6) 作業環境測定法（[平成29年5月改正 法律第41号](#)）
- (7) じん肺法（[平成30年7月改正 法律第71号](#)）
- (8) 雇用保険法（[平成30年7月改正 法律第71号](#)）
- (9) 労働者災害補償保険法（[平成30年5月改正 法律第31号](#)）
- (10) 健康保険法（[平成30年7月改正 法律第79号](#)）
- (11) 中小企業退職金共済法（[平成29年6月改正 法律第45号](#)）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（[平成30年7月改正 法律第71号](#)）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（[平成30年7月改正 法律第71号](#)）
- (14) 道路法（[平成30年3月改正 法律第6号](#)）
- (15) 道路交通法（[平成30年6月改正 法律第41号](#)）

平成30年10月版

3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（[平成28年7月15日改正 政令第258号](#)）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（[平成27年9月改正 法律第76号](#)）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-1-3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0t）
軸重	10.0t
陸接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t（隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t）、1.8m以上の場合は20t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

1-1-1-33 施設管理

受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約約款第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約約款第9条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-1-34 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。各諸法令が改正された場合、最新の諸法令を用いることとする。

- (1) 地方自治法（[平成28年12月改正 法律第101号](#)）
- (2) 建設業法（[平成26年6月改正 法律第69号](#)）
- (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）
- (4) 労働基準法（[平成27年5月改正 法律第31号](#)）
- (5) 労働安全衛生法（[平成27年5月改正 法律第17号](#)）
- (6) 作業環境測定法（[平成26年6月改正 法律第82号](#)）
- (7) じん肺法（[平成26年6月改正 法律第82号](#)）
- (8) 雇用保険法（[平成28年6月改正 法律第63号](#)）
- (9) 労働者災害補償保険法（[平成27年5月改正 法律第17号](#)）
- (10) 健康保険法（[平成28年11月改正 法律第84号](#)）
- (11) 中小企業退職金共済法（[平成28年6月改正 法律第66号](#)）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（[平成28年5月改正 法律第47号](#)）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（[平成28年11月改正 法律第89号](#)）
- (14) 道路法（[平成28年3月改正 法律第19号](#)）
- (15) 道路交通法（[平成27年9月改正 法律第76号](#)）

改正(令和2年10月版)	平成30年10月版
<p>(16) 道路運送法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(17) 道路運送車両法(平成29年5月改正 法律第40号)</p> <p>(18) 砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(20) 河川法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(21) 海岸法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(22) 港湾法(平成29年6月改正 法律第55号)</p> <p>(23) 港則法(平成29年6月改正 法律第55号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(25) 下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(26) 航空法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(27) 公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(28) 軌道法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(29) 森林法(平成30年6月改正 法律第35号)</p> <p>(30) 環境基本法(平成30年6月改正 法律第50号)</p> <p>(31) 火薬類取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(32) 大気汚染防止法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(33) 騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(34) 水質汚濁防止法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(35) 湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(36) 振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成29年6月改正 法律第61号)</p> <p>(38) 文化財保護法(平成30年6月改正 法律第42号)</p> <p>(39) 砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(40) 電気事業法(平成30年6月改正 法律第41号)</p> <p>(41) 消防法(平成30年6月改正 法律第67号)</p> <p>(42) 測量法(平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(43) 建築基準法(平成30年6月改正 法律第67号)</p> <p>(44) 都市公園法(平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46) 土壤汚染対策法(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(47) 駐車場法(平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(48) 海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(49) 海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)</p> <p>(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成26年6月改正 法律第45号)</p> <p>(51) 船員法(平成30年6月改正 法律第41号)</p> <p>(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成30年6月改正 法律第59号)</p> <p>(53) 船舶安全法(平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(54) 自然環境保全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(55) 自然公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(58) 河川法施行法 抄(平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(59) 技術士法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(60) 漁業法(平成30年7月改正 法律第75号)</p> <p>(61) 空港法(平成25年11月改正 法律第76号)</p>	<p>(16) 道路運送法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(17) 道路運送車両法(平成28年11月改正 法律第86号)</p> <p>(18) 砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(20) 河川法(平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(21) 海岸法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(22) 港湾法(平成28年5月改正 法律第45号)</p> <p>(23) 港則法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(25) 下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)</p> <p>(26) 航空法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(27) 公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(28) 軌道法(平成18年3月改正 法律第19号)</p> <p>(29) 森林法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(30) 環境基本法(平成26年5月改正 法律第46号)</p> <p>(31) 火薬類取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(32) 大気汚染防止法(平成27年6月改正 法律第41号)</p> <p>(33) 騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(34) 水質汚濁防止法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(35) 湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(36) 振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</p> <p>(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成27年7月改正 法律第58号)</p> <p>(38) 文化財保護法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(39) 砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(40) 電気事業法(平成28年6月改正 法律第59号)</p> <p>(41) 消防法(平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(42) 測量法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(43) 建築基準法(平成28年6月改正 法律第72号)</p> <p>(44) 都市公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46) 土壤汚染対策法(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(47) 駐車場法(平成23年12月改正 法律第122号)</p> <p>(48) 海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(49) 海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)</p> <p>(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成26年6月改正 法律第73号)</p> <p>(51) 船員法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(53) 船舶安全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(54) 自然環境保全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(55) 自然公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(58) 河川法施行法(平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(59) 技術士法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(60) 漁業法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(61) 空港法(平成25年11月改正 法律第76号)</p>

改正(令和2年10月版)	平成30年10月版
<p>(62)計量法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63)厚生年金保険法(平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(64)航路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(65)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(66)最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(67)職業安定法(平成30年7月改正 法律第71号)</p> <p>(68)所得税法(平成30年6月改正 法律第41号)</p> <p>(69)水産資源保護法(平成27年9月改正 法律第70号)</p> <p>(70)船員保険法(平成29年6月改正 法律第52号)</p> <p>(71)著作権法(平成30年7月改正 法律第72号)</p> <p>(72)電波法(平成30年5月改正 法律第24号)</p> <p>(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(75)農薬取締法(平成30年6月改正 法律第53号)</p> <p>(76)毒物及び劇物取締法(平成30年6月改正 法律第66号)</p> <p>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第56号)</p> <p>(79)警備業法(平成30年5月改正 法律第33号)</p> <p>(80)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成30年6月改正 法律第41号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年6月改正 法律第67号)</p> <p>(82)地方税法(平成31年3月 法律第2号)</p> <p>2. 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3. 不適当な契約図書等の処置 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 1 - 35 官公庁等への手続等</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p>2. 関係機関への届出 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。</p> <p>3. 諸手続きの提示、提出 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</p> <p>4. 許可承諾条件の遵守 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. コミュニケーション 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>6. 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p>	<p>(62)計量法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63)厚生年金保険法(平成28年11月改正 法律第84号)</p> <p>(64)航路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(65)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(66)最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(67)職業安定法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(68)所得税法(平成28年11月改正 法律第89号)</p> <p>(69)水産資源保護法(平成27年9月改正 法律第70号)</p> <p>(70)船員保険法(平成28年11月改正 法律第87号)</p> <p>(71)著作権法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(72)電波法(平成27年5月改正 法律第26号)</p> <p>(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成28年3月改正 法律第17号)</p> <p>(75)農薬取締法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(76)毒物及び劇物取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第56号)</p> <p>(79)警備業法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(80)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(82)地方税法(平成28年12月 法律第101号)</p> <p>2. 法令違反の処置 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3. 不適当な契約図書等の処置 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 1 - 35 官公庁等への手続等</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p>2. 関係機関への届出 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。</p> <p>3. 諸手続きの提示、提出 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</p> <p>4. 許可承諾条件の遵守 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. コミュニケーション 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>6. 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p>

改正（令和2年10月版）	平成30年10月版
<p>7．交渉時の注意 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8．交渉内容明確化 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>1 - 1 - 1 - 36 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1．施工時間の変更 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。</p> <p>2．休日又は夜間の作業連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 1 - 37 工事測量</p> <p>1．一般事項 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2．引照点等の設置 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。</p> <p>3．工事中測量標の取扱い 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p>4．既存杭の保全 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。</p> <p>5．水準測量・水深測量 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。</p> <p>1 - 1 - 1 - 38 不可抗力による損害</p> <p>1．工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p>2．設計図書で定めた基準 契約約款第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p>	<p>7．交渉時の注意 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8．交渉内容明確化 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>1 - 1 - 1 - 36 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1．施工時間の変更 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。</p> <p>2．休日又は夜間の作業連絡 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 1 - 37 工事測量</p> <p>1．一般事項 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2．引照点等の設置 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。</p> <p>3．工事中測量標の取扱い 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p>4．既存杭の保全 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。</p> <p>5．水準測量・水深測量 水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。</p> <p>1 - 1 - 1 - 38 不可抗力による損害</p> <p>1．工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p>2．設計図書で定めた基準 契約約款第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p>

改正(令和2年10月版)	平成30年10月版
<p>(1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</p> <p>(2) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合とする。 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上 1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上 連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm以上 その他設計図書で定めた基準</p> <p>(3) 強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p>3. その他 契約約款第29条第4項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p>1 - 1 - 1 - 39 特許権等 1. 一般事項 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約約款第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 保全措置 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(<u>平成30年7月2日改正 法律第72号第2条第1項第1号</u>)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p> <p>1 - 1 - 1 - 40 保険の付保及び事故の補償 1. 一般事項 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。</p> <p>2. 回航保険 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。</p> <p>3. 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>4. 補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>5. 掛金収納書の提出</p>	<p>(1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</p> <p>(2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上 1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上 連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm以上 その他設計図書で定めた基準</p> <p>(3) 強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p>3. その他 契約約款第29条第4項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p>1 - 1 - 1 - 39 特許権等 1. 一般事項 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約約款第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. 保全措置 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(<u>平成28年5月27日改正 法律第51号第2条第1項第1号</u>)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p> <p>1 - 1 - 1 - 40 保険の付保及び事故の補償 1. 一般事項 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。</p> <p>2. 回航保険 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。</p> <p>3. 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>4. 補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>5. 掛金収納書の提出 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)</p>

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。なお、期限内に掛金収納書を提出できない事情がある場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により提出しなければならない。

1-1-1-41 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-1-42 適用すべき緒基準

各編に記載の適用すべき諸基準が改正された場合、最新の基準類を用いることとする。

第1編 共通編

第2章 土工

本章の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」(令和2年4月)中の第1編 共通編 第2章土工を準用する。

第1編 共通編

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

本章の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」(令和2年4月)中の第1編 共通編 第3章無筋・鉄筋コンクリートを準用する。

を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。なお、期限内に掛金収納書を提出できない事情がある場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により提出しなければならない。

1-1-1-41 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-1-42 適用すべき緒基準

各編に記載の適用すべき諸基準が改正された場合、最新の基準類を用いることとする。

第1編 共通編

第2章 土工

[略]

第1編 共通編

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

[略]

改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

第2編 材料編

第2編 材料編

本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和2年4月）中の第2編 材料編を準用する。

〔略〕

改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-1 用語の定義

1. 一般事項

土木工事にあつては、第1編の1-1-2 用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする

2. 段階確認

段階確認とは、設計図書に示された施工段階及び監督職員の指示した施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

3-1-1-2 工程表

受注者は、契約約款第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。ただし、請負代金額が200万円以下の場合において、発注者が指示しないときはこの限りではない。

3-1-1-3 現場技術員

受注者は、現場技術員の配置が通知された場合には、以下の各号によらなければならない。

(1) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

(2) 現場技術員は、契約約款第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。

また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等

1. 立会依頼書の提出

受注者は設計図書及び監督職員の指示に従って段階確認又は監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 確認及び立会の時間

監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-1 用語の定義

1. 一般事項

土木工事にあつては、第1編の1-1-2 用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする

2. 段階確認

段階確認とは、設計図書に示された施工段階及び監督職員の指示した施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

3-1-1-2 工程表

受注者は、契約約款第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。ただし、請負代金額が200万円以下の場合において、発注者が指示しないときはこの限りではない。

3-1-1-3 現場技術員

受注者は、現場技術員の配置が通知された場合には、以下の各号によらなければならない。

(1) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

(2) 現場技術員は、契約約款第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。

また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等

1. 立会願の提出

受注者は設計図書及び監督職員の指示に従って段階確認又は監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 確認及び立会の時間

監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

6. 段階確認

段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、表3-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。また、監督職員が指示した種別についても段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認及び監督職員が指示した段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

表3-1-1 段階確認一覧表

1 一般確認事項(監督職員が指示するもの)

- (1) 当該工事の構造物で、完成検査時に水中又は地中に埋没し明視できない部分(不可視部分)の出来形確認。
- (2) 鉄筋コンクリート工事の配筋確認。
- (3) JIS規格以外のコンクリート二次製品の品質確認。
- (4) 舗装工事における路床工・路盤工・舗装工の出来形・品質確認。
- (5) 土質調査及びさく井、貫入試験立会。
- (6) 塗装工事の回数確認、厚さ及び数量の確認。
- (7) 吹付け材の調合確認。
- (8) 推進工事の薬液注入、滑材注入、埋殺し仮設工の確認。
- (9) シールド工法、セグメント一次及び二次覆工の確認。
- (10) 管の接合状況、ボルトの締付けトルクの確認。
- (11) 浄化槽等の漏水確認。

2 工種別確認事項

種 別	細 別	確認時期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時
道路土工(掘削工)		
道路土工(路床盛土工)		ブルドーリング実施時
舗装工(下層路盤)		
表層安定処理工	表層混合処理	処理完了時
	路床安定処理	
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
ハチカドレン工	サドドレン	施工時
	袋詰式サドドレン	施工完了時
	ペーパードレン等	
締固め改良工	サドコンパクションパイル	施工時 施工完了時

6. 段階確認

段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、表3-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。また、監督職員が指示した種別についても段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認及び監督職員が指示した段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

表3-1-1 段階確認一覧表

1 一般確認事項(監督職員が指示するもの)

- (1) 当該工事の構造物で、完成検査時に水中又は地中に埋没し明視できない部分(不可視部分)の出来形確認。
- (2) 鉄筋コンクリート工事の配筋確認。
- (3) JIS規格以外のコンクリート二次製品の品質確認。
- (4) 舗装工事における路床工・路盤工・舗装工の出来形・品質確認。
- (5) 土質調査及びさく井、貫入試験立会。
- (6) 塗装工事の回数確認、厚さ及び数量の確認。
- (7) 吹付け材の調合確認。
- (8) 推進工事の薬液注入、滑材注入、埋殺し仮設工の確認。
- (9) シールド工法、セグメント一次及び二次覆工の確認。
- (10) 管の接合状況、ボルトの締付けトルクの確認。
- (11) 浄化槽等の漏水確認。

2 工種別確認事項

種 別	細 別	確認時期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時
道路土工(掘削工)		
道路土工(路床盛土工)		ブルドーリング実施時
舗装工(下層路盤)		
表層安定処理工	表層混合処理	処理完了時
	路床安定処理	
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
ハチカドレン工	サドドレン	施工時
	袋詰式サドドレン	施工完了時
	ペーパードレン等	
締固め改良工	サドコンパクションパイル	施工時 施工完了時

改正 (令和2年10月版)				平成30年10月版			
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時		固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時	
	薬液注入	施工時			薬液注入	施工時	
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時		矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時・打込完了時	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時(打込杭) 掘削完了時(中掘杭) 施工完了時(中掘杭) 杭頭処理完了時		既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時(打込杭) 掘削完了時(中掘杭) 施工完了時(中掘杭) 杭頭処理完了時	
場所打杭工	リバース杭 オルクシング杭 アースリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時		場所打杭工	リバース杭 オルクシング杭 アースリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時	
深礎工		土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時		深礎工		土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時	
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時 本体設置前(オープンケーソン) 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時		オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時 本体設置前(オープンケーソン) 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時	
鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時		鋼管矢板基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時	
置換工(重要構造物)		掘削完了時		置換工(重要構造物)		掘削完了時	
築堤・護岸工		法線設置完了時		築堤・護岸工		法線設置完了時	
砂防堰堤		法線設置完了時		砂防堰堤		法線設置完了時	
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前		護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	
	基礎工、根固工	設置完了時			基礎工、根固工	設置完了時	
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前		重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前	
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時		躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	
床版工		鉄筋組立て完了時		床版工		鉄筋組立て完了時	

改正（令和2年10月版）				平成30年10月版			
鋼橋			仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	鋼橋			仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）
ホーステンション(1)桁製作工 プレキャストロック桁組立工 PC和-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工			プレキャスト導入完了時 横締め作業完了時 プレキャスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立て完了時 （工場製作除く）	ホーステンション(1)桁製作工 プレキャストロック桁組立工 PC和-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工			プレキャスト導入完了時 横締め作業完了時 プレキャスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立て完了時 （工場製作除く）
トンネル掘削工			土（岩）質の変化した時	トンネル掘削工			土（岩）質の変化した時
トンネル支保工			支保工完了時 （支保工変化毎）	トンネル支保工			支保工完了時 （支保工変化毎）
トンネル覆工			コンクリート打設前 コンクリート打設後	トンネル覆工			コンクリート打設前 コンクリート打設後
トンネルインバート工			鉄筋組立て完了時	トンネルインバート工			鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工 鋼板取付け工、固定アンカー工 現場溶接工 現場塗装工		フーチング定着アンカー穿孔完了時	フーチング定着アンカー穿孔工 鋼板取付け工、固定アンカー工 現場溶接工 現場塗装工			フーチング定着アンカー穿孔完了時
			鋼板建込み固定アンカー完了時				鋼板建込み固定アンカー完了時
			溶接前 溶接完了時				溶接前・溶接完了時
			塗装前 塗装完了時				塗装前・塗装完了時
ダム工	各工事ごと別途定める			ダム工	各工事ごと別途定める		
上水道機器製作 （積算上規格品取扱いのものは除く）			浄水設備の機器製作				浄水設備の機器製作
			計装設備の機器製作				計装設備の機器製作
			電気設備の機器製作				電気設備の機器製作
			ポンプ設備の機器製作				ポンプ設備の機器製作
下水道機器製作 （積算上規格品取扱いのものは除く）	管渠 処理場等		推進機等の製作				推進機等の製作
			機械設備の機器製作				機械設備の機器製作
			計装設備の機器製作				計装設備の機器製作
			電気設備の機器製作				電気設備の機器製作
ポンプ設備の機器製作	ポンプ設備の機器製作						
特殊機械、機器、特殊製品等の試験、検査を要するもの			監督職員の指示する時期	特殊機械、機器、特殊製品等の試験、検査を要するもの			監督職員の指示する時期
圃場整備事業等			表土扱いを伴う基礎整地工				表土扱いを伴う基礎整地工
			幹線用水路及びパイプライン工で管径が大きいもの				幹線用水路及びパイプライン工で管径が大きいもの
			暗渠排水工で数耕区にまたがるもの又は湧水処理のあるもの				暗渠排水工で数耕区にまたがるもの又は湧水処理のあるもの
			購入土による客土又は耕土の区画外補給のあるもの				購入土による客土又は耕土の区画外補給のあるもの
			排水フリームで断面が大きく、かつ幹線水路となるもの				排水フリームで断面が大きく、かつ幹線水路となるもの

改正（令和2年10月版）				平成30年10月版			
上水道工事 通水試験工	水圧試験	連絡工事前		上水道工事 通水試験工	水圧試験	連絡工事前	
ガス工事 耐圧・気密試験工	気密試験 耐圧試験	連絡工事前		ガス工事 耐圧・気密試験工	気密試験 耐圧試験	連絡工事前	
建築工事及び建築設備工事		国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修 建築工事共通仕様書・ 電気設備工事共通仕様書・ 機械設備工事共通仕様書等に より、監督職員が指示する		建築工事及び建築設備工事		国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修 建築工事共通仕様書・ 電気設備工事共通仕様書・ 機械設備工事共通仕様書等に より、監督職員が指示する	
<p>3 - 1 - 1 - 5 数量の算出</p> <p>1 . 一般事項 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>2 . 出来形数量の提出 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量の算出を行い、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、第1編1 - 1 - 2 3 第8項の福井市工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。 なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。</p> <p>3 - 1 - 1 - 6 品質証明 受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。 (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、部分払、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。 (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。 (3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。 (4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。 (5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。</p> <p>3 - 1 - 1 - 7 工事完成図書の納品</p> <p>1 . 一般事項 受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む） 施工計画書 完成図面 工事写真 検査、確認、立会の記録書 施設台帳</p> <p>2 . 電子成果品及び紙の成果品 受注者は、「福井市電子納品ガイドライン（案）（工事編）」に基づき、工事完成図書を電子媒体</p>				<p>3 - 1 - 1 - 5 数量の算出</p> <p>1 . 一般事項 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>2 . 出来形数量の提出 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量の算出を行い、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、第1編1 - 1 - 2 3 第8項の福井市工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。 なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。</p> <p>3 - 1 - 1 - 6 品質証明 受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。 (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、部分払、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。 (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。 (3) 品質証明は、<u>設計図書</u>及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。 (4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。 (5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。</p> <p>3 - 1 - 1 - 7 工事完成図書の納品</p> <p>1 . 一般事項 受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む） 施工計画書 完成図面 工事写真 検査、<u>確認</u>、立会の記録書 施設台帳</p> <p>2 . 電子成果品及び紙の成果品 受注者は、「福井市電子納品ガイドライン（案）（工事編）」に基づき、工事完成図書を電子媒体</p>			

改正 (令和2年10月版)	平成30年10月版
<p>で、電子媒体納品書 (工事) とともに提出しなければならない。</p> <p>3. チェックシステム 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。</p> <p>3 - 1 - 1 - 8 中間検査 受注者は、福井市工事等検査規程に基づき、中間検査を受けなければならない。 受注者は、中間検査については、第3編1 - 1 - 4 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p>3 - 1 - 1 - 9 工事中の安全確保 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1 - 1 - 26 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱 (国土交通省告示第496号、令和元年9月2日) を遵守して災害の防止を図らなければならない。 3. 使用する建設機械 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>3 - 1 - 1 - 10 交通安全管理 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1 - 1 - 32 交通安全管理の規定に加え以下の規定による。 2. 工専用道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工専用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工専用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 3. 施工計画書 受注者は、指定された工専用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の取手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>3 - 1 - 1 - 11 工事測量 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1 - 1 - 37 工事測量の規定に加え以下の規定による。 2. 仮設標識 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。また、監督職員から確認が必要であると指示された場合は、その確認を受けなければならない。</p> <p>3 - 1 - 1 - 12 提出書類 1. 一般事項 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。 2. 設計図書に定めるもの 契約約款第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他指定した書類をいう。</p> <p>3 - 1 - 1 - 13 創意工夫</p>	<p>で、電子媒体納品書 (工事) とともに提出しなければならない。</p> <p>3. チェックシステム 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。</p> <p>3 - 1 - 1 - 8 中間検査 受注者は、福井市工事等検査規程に基づき、中間検査を受けなければならない。 受注者は、中間検査については、第3編1 - 1 - 4 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p>3 - 1 - 1 - 9 工事中の安全確保 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1 - 1 - 26 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱 (建設事務次官通達、平成5年1月12日) を遵守して災害の防止を図らなければならない。 3. 使用する建設機械 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>3 - 1 - 1 - 10 交通安全管理 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1 - 1 - 32 交通安全管理の規定に加え以下の規定による。 2. 工専用道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工専用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工専用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 3. 施工計画書 受注者は、指定された工専用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の取手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>3 - 1 - 1 - 11 工事測量 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編の1 - 1 - 37 工事測量の規定に加え以下の規定による。 2. 仮設標識 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。また、監督職員から確認が必要であると指示された場合は、その確認を受けなければならない。</p> <p>3 - 1 - 1 - 12 提出書類 1. 一般事項 受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。 2. 設計図書に定めるもの 契約約款第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他指定した書類をいう。</p> <p>3 - 1 - 1 - 13 創意工夫</p>

改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出する事が出来る。

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出する事が出来る。

第3編 土木工事共通編
第2章 一般施工

第3編 土木工事共通編
第2章 一般施工

本章の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和2年4月）中の第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工を準用する。
ただし、3-2-3-25 銘板工 図3-2-2(1) 銘板の寸法および記載事項 中の「福井県」は「福井市」と読み替えるものとする。

〔略〕

改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

第4編 港湾編

〔変更なし〕

第4編 港湾編

港湾関係工事において、国土交通省所管の港湾工事（海上に係わる工事）にあつては、「港湾工事共通仕様書」国土交通省港湾局編集の最新版を準用する。

ただし、「第1章 総則」については福井市土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第1章 総則」を適用する。

改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

第5編 河川編

本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和2年4月）中の第6編 河川編を準用する。
ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。

第6編 河川海岸編

本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和2年4月）中の第7編 河川海岸編を準用する。
ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。

第7編 砂防編

本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和2年4月）中の第8編 砂防編を準用する。
ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。

第5編 河川編

〔略〕

第6編 河川海岸編

〔略〕

第7編 砂防編

〔略〕

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

第8編 ダム編**第8編 ダム編**

〔変更なし〕

ダム関係工事については、「土木工事共通仕様書」国土交通省近畿地方整備局編集の最新版を準用するものとする。

ただし、第9編の第1章第1節、第2章第1節、第3章第1節の文中の「第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 土木工事共通編」については、福井市土木工事共通仕様書の「第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 土木工事共通編」を適用する。

改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

第9編 道路編

本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和2年4月）中の第10編 道路編を準用する。
ただし、「福井県土木工事共通仕様書」中「福井県」とあるのは「福井市」と読み替えるものとする。

第10編 農地編

本編の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和2年4月）中の第11編 農地編を準用する。

第9編 道路編

〔略〕

第10編 農地編

〔略〕

改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

第11編 公園緑地編

〔変更なし〕

第11編 公園緑地編

公園緑地工事において、国土交通省所管の公園緑地工事にあつては、「公園緑地工事共通仕様書」国土交通省都市局 公園緑地・景観課編集の最新版を準用する。

ただし、文中の「国土交通省 土木工事共通仕様書」を引用している箇所については福井市土木工事共通仕様書の当該箇所を引用するものとする。また、文中に用いられている用語についても福井市土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義において定義された用語に置き換えるものとする。

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

第12編 下水道編

第1章 管路

[略]

第3節 管きょ工(開削)

[略]

12-1-3-3 管路土工

[略]

3. 管路埋戻

- (1) 埋戻しの施工に当たっては、雨天時の施工を避ける等、土質及び使用機械に応じた適切な含水比の状態~~で~~20cm毎に十分締固めるものとし、写真等で確認できなければならない。
- (2) 受注者は埋戻し作業にあたり、管が移動したり破損したりするような荷重や衝撃を与えないよう注意しなければならない。
- (3) 受注者は埋戻しの施工にあたり、管の両側より同時に埋戻し、管きょその他の構造物の側面に空隙を生じないように十分突き固め、特に管の周辺及び管頂30cmまでは注意しなければならない。
- (4) 受注者は埋戻しを施工するにあたり、設計図書に基づき、各層所定の厚さ毎に両側の埋戻し高さが均等になるように、必ず人力及びタンパ等により十分締固めなければならない。
- (5) 受注者は、埋戻し路床の仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。
- (6) 改良土については、一軸圧縮強度(室内試験)が100kPa以上、CBRが10%以上の材料を使用しなければならない。また、衝撃加速度試験を200mに1ヶ所程度行い、現場での平均一軸圧縮強度が50kPa以上となるよう品質管理を行わなければならない。
- (7) 路盤材については、現場密度試験(1,000㎡につき1回)を行い、現場での締固め度が90%以上となる品質管理を行わなければならない。

[略]

第12編 下水道編

第1章 管路

[略]

第3節 管きょ工(開削)

[略]

12-1-3-3 管路土工

[略]

3. 管路埋戻

- (1) 埋戻しの施工に当たっては、雨天時の施工を避ける等、土質及び使用機械に応じた適切な含水比の状態~~で~~20cm毎に十分締固めるものとし、写真等で確認できなければならない。
- (2) 受注者は埋戻し作業にあたり、管が移動したり破損したりするような荷重や衝撃を与えないよう注意しなければならない。
- (3) 受注者は埋戻しの施工にあたり、管の両側より同時に埋戻し、管きょその他の構造物の側面に空隙を生じないように十分突き固め、特に管の周辺及び管頂30cmまでは注意しなければならない。
- (4) 受注者は埋戻しを施工するにあたり、設計図書に基づき、各層所定の厚さ毎に両側の埋戻し高さが均等になるように、必ず人力及びタンパ等により十分締固めなければならない。
- (5) 受注者は、埋戻し路床の仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。
- (6) 改良土については、一軸圧縮強度(室内試験)が100kPa以上、CBRが10%以上の材料を使用しなければならない。また、人孔間に1回程度(1試料/2供試体)の割合で衝撃加速度試験及び一軸圧縮試験(JIS A 1216)を行い、現地における平均一軸圧縮強度が50kPa以上となるよう品質管理を行わなければならない。
- (7) 路盤材については、現場密度試験(1,000㎡につき1回)を行い、現場での締固め度が90%以上となる品質管理を行わなければならない。

[略]

改正（令和2年10月版）

平成30年10月版

第13編 漁港漁場編

〔変更なし〕

第13編 漁港漁場編

漁港漁場関係工事において、水産庁所管の漁港漁場工事（海上に係わる工事）にあつては、「漁港漁場関係工事共通仕様書」水産庁漁港漁場整備部整備課編集の最新版を準用する。

また、上記仕様書の「第1章第2節施工管理」2 - 4 施工環境監理者、2 - 9 環境保全事項の規定についても準用する。

ただし、「第1章 総則」については、福井市土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第1章 総則」を適用する。

改正(令和2年10月版)	平成30年10月版
<p style="text-align: center;">第14編 上水道編</p> <p style="text-align: center;">第1章 管布設工事</p> <p>〔略〕</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本水道協会 水道工事標準仕様書 (2010年版)</p> <p>日本水道協会 水道施設設計指針・解説 (2012年版)</p> <p>日本水道協会 水道維持管理指針 (2016年版)</p> <p>日本水道協会 水道施設耐震工法指針・解説 (2016年版)</p> <p>日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 (2010年版)</p> <p>建設省 建設工事公衆災害防止対策要綱 (平成5年1月)</p> <p>福井県 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年9月)</p> <p>建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61年6月)</p> <p>建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和49年7月)</p> <p>建設省 薬液注入工事に係わる施工管理について (平成2年9月)</p> <p>国土交通省 仮締切提設置基準(案) (平成26年12月)</p> <p>国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書(開削工法編)同解説 (平成28年8月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書(シールド工法編)同解説 (同上)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書(山岳工法編)同解説 (同上)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(維持管理編) (平成24年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(基本原則編) (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-仮設構造土工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p> <p>日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針(案) (平成2年11月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p> <p>日本道路協会 舗装構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月)</p> <p>〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">第14編 上水道編</p> <p style="text-align: center;">第1章 管布設工事</p> <p>〔略〕</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本水道協会 水道工事標準仕様書 (2010年版)</p> <p>日本水道協会 水道施設設計指針・解説 (2012年版)</p> <p>日本水道協会 水道維持管理指針 (2009年版)</p> <p>日本水道協会 水道施設耐震工法指針・解説 (2016年版)</p> <p>日本下水道協会 下水道推進工法の指針と解説 (2010年版)</p> <p>建設省 建設工事公衆災害防止対策要綱 (平成5年1月)</p> <p>福井県 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年9月)</p> <p>建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61年6月)</p> <p>建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和49年7月)</p> <p>建設省 薬液注入工事に係わる施工管理について (平成2年9月)</p> <p>国土交通省 仮締切提設置基準(案) (平成26年12月)</p> <p>国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書(開削工法編)同解説 (平成28年8月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書(シールド工法編)同解説 (同上)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書(山岳工法編)同解説 (同上)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(維持管理編) (平成24年3月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(基本原則編) (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-仮設構造土工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p> <p>日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針(案) (平成2年11月)</p> <p>日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p> <p>日本道路協会 舗装構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)</p> <p>日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月)</p> <p>〔略〕</p>

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

第5節 管布設工(開削)

〔略〕

14-1-5-5 管布設工

〔略〕

32. 配水用ポリエチレン管の取り扱い

配水用ポリエチレン管の取り扱いについては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 管や継手は、傷がつき易いので、放り投げたり引きずったりするようなことは避け、丁寧に扱うこと。
- (2) 管は、直射日光(紫外線)が当たると、管の材質が劣化するので、防護カバーなどで直射日光を避けて保管すること。なお、継手の保管は屋内とすること。やむを得ず屋外に保管する場合、直射日光(紫外線)や雨を防ぐため、シートなどによって覆いをする。
- (3) 管や継手は可燃性であるので、火気又は熱源に近付けてはならない。
- (4) 管の保管は平坦な場所を選び、まくら木を約1m間隔で敷き、不陸が生じないように横積みし、井桁積みはしないこと。
- (5) 継手の保管は屋内保管を原則とし、現場で屋外保管する場合はメーカー出荷時の段ボール等の梱包状態のままシート等で覆うこと。

〔略〕

第11節 給水切替工

〔略〕

14-1-11-4 分土工

〔略〕

4. T字管

- (1) T字管は、原則として本管布設替工事と同時に施工する、給水管口径 75 mm以上で、配水管口径75 mm以上の分土工に適用する。
- (2) T字管による分土工の施工については、第14編 14-1-5-5 6. ダクタイル鋳鉄管の規定による。

〔略〕

第5節 管布設工(開削)

〔略〕

14-1-5-5 管布設工

〔略〕

32. 配水用ポリエチレン管の取り扱い

配水用ポリエチレン管の取り扱いについては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 管や継手は、傷がつき易いので、放り投げたり引きずったりするようなことは避け、丁寧に扱うこと。
- (2) 管は、直射日光(紫外線)が当たると、管の材質が劣化するので、防護カバーなどで直射日光を避けて保管すること。なお、継手の保管は屋内とすること。やむを得ず屋外に保管する場合、直射日光(紫外線)や雨を防ぐため、シートなどによって覆いをする。
- (3) 管や継手は可燃性であるので、火気又は熱源に近付けてはならない。
- (4) 管の保管は平坦な場所を選び、まくら木を約1m間隔で敷き、不陸が生じないように横積みし、井桁積みはしないこと。
- (5) 継手の保管は真屋内保管を原則とし、現場で屋外保管する場合はメーカー出荷時の段ボール等の梱包状態のままシート等で覆うこと。

〔略〕

第11節 給水切替工

〔略〕

14-1-11-4 分土工

〔略〕

4. T字管

- (1) T字管は、原則として本管布設替工事と同時に施工する、給水管口径 50 mm以上で、配水管口径75 mm以上の分土工に適用する。
- (2) T字管による分土工の施工については、第14編 14-1-5-5 6. ダクタイル鋳鉄管の規定による。

〔略〕

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

第5章 機械設備工事標準仕様書

第5章 機械設備工事標準仕様書

第1節 機械設備共通事項

第1節 機械設備共通事項

[略]

[略]

14-5-1-9 機器の表示

14-5-1-9 機器の表示

- (1) 機械設備の主要機器・材料には、各々見やすいところ(水中機器は、近傍の端子箱、井戸蓋等)に銘板を取り付ける。
- (2) 取り付ける銘板の種類は、原則として製造銘板とする。工事銘板については監督職員と協議の上、取り付ける。
- (3) 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)による。なお、材質は、耐食性、耐久性を有するものが望ましく、必要に応じて上面に透明塗料を塗る。
- (4) 受注者は、機器銘板の表示内容リストを事前に監督職員に提出し、承諾を得てから銘板を製作する。
- (5) 製造銘板は、製作者が製作工場に取り付ける銘板で、名称、形式、仕様、製造番号、製造年月及び製造会社名等を記載する。(原則として製作者の標準仕様とする。)
- (6) 工事銘板は、受注者の施工範囲を明確にするもので、年度(設計図書記載年度)、工事件名(都市・施設名を除く)、主要仕様、完成年月及び請負業者名等を記載する。
- (7) 製造銘板と工事銘板は記載事項をまとめ、1枚の銘板としてもよい。また、工事銘板は機器がまとめて設置されている場合は、施工範囲が不明確にならない範囲で、1枚の銘板としてもよい。

- (1) 機械設備の主要機器・材料には、各々見やすいところ(水中機器は、近傍の端子箱、井戸蓋等)に銘板を取り付ける。
- (2) 取り付ける銘板の種類は、原則として製造銘板とする。工事銘板については監督職員と協議の上、取り付ける。
- (3) 銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)による。なお、材質は、耐食性、耐久性を有するものが望ましく、必要に応じて上面に透明塗料を塗る。
- (4) 受注者は、機器銘板の表示内容リストを事前に監督職員に提出し、承諾を得てから銘板を製作する。
- (5) 製造銘板は、製作者が製作工場に取り付ける銘板で、名称、形式、仕様、製造番号、製造年月及び製造会社名等を記載する。(原則として製作者の標準仕様とする。)
- (6) 工事銘板は、受注者の施工範囲を明確にするもので、年度(設計図書記載年度)、工事件名(都市・施設名を除く)、主要仕様、完成年月及び請負業者名等を記載する。
- (7) 製造銘板と工事銘板は記載事項をまとめ、1枚の銘板としてもよい。また、工事銘板は機器がまとめて設置されている場合は、施工範囲が不明確にならない範囲で、1枚の銘板としてもよい。

記載標準例

(記載例-1) 製造銘板

両吸込み渦巻きポンプ	
型式	RYOU - SUIKOMI - 2002
仕様	2.6 m ³ / min × 50m × 3.7 kW
製造番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 - 0 1
製造年月	令和 年 月 (年)
製造者名	(株)

記載標準例

(記載例-1) 製造銘板

両吸込み渦巻きポンプ	
型式	RYOU - SUIKOMI - 2002
仕様	2.6 m ³ / min × 50m × 3.7 kW
製造番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 - 0 1
製造年月	平成 年 月 (年)
製造者名	(株)

(記載例-2) 工事銘板

No.3 両吸込み渦巻きポンプ	
工事件名	水施00 工事
仕様	2.6 m ³ / min × 50m × 3.7 kW
完成年月	令和 年 月 (年)
受注者名	(株)

(記載例-2) 工事銘板

No.3 両吸込み渦巻きポンプ	
工事件名	企施00 工事
仕様	2.6 m ³ / min × 50m × 3.7 kW
完成年月	平成 年 月 (年)
受注者名	(株)

(記載例-3) 製造・工事銘板

製造銘板と工事銘板を1枚にまとめた場合。

(記載例-3) 製造・工事銘板

製造銘板と工事銘板を1枚にまとめた場合。

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

No.3 両吸込み渦巻きポンプ	
機器名	両吸込み渦巻きポンプ
型式	RYOU - SUIKOMI - 2002
仕様	2.6 m ³ /min × 50m × 3.7 kW
製造番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 - 0 1
製造年月	<u>令和</u> 2 年 6 月 (2020 年)
製造者名	(株)
工事件名	<u>水</u> 施 00 工事
完成年月	<u>令和</u> 年 月 (年)
受注者名	(株)

No.3 両吸込み渦巻きポンプ	
機器名	両吸込み渦巻きポンプ
型式	RYOU - SUIKOMI - 2002
仕様	2.6 m ³ /min × 50m × 3.7 kW
製造番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 - 0 1
製造年月	<u>平成</u> 14 年 6 月 (2002 年)
製造者名	(株)
工事件名	<u>企</u> 施 00 工事
完成年月	<u>平成</u> 年 月 (年)
受注者名	(株)

(記載例 - 4) 製造・工事銘板

水中ポンプ端子箱、井戸蓋等に、製造銘板と工事銘板を貼る場合工事銘板は 1 枚としても良い。
(施工範囲が不明確にならない範囲)

(記載例 - 4) 製造・工事銘板

水中ポンプ端子箱、井戸蓋等に、製造銘板と工事銘板を貼る場合工事銘板は 1 枚としても良い。
(施工範囲が不明確にならない範囲)

水中モーターポンプ	
工事件名	<u>水</u> 施 00 工事
仕様	65mm × 0.9 m ³ /min × 10m × 1.5 kW
完成年月	<u>令和</u> 年 月 (年)
受注者名	(株)

水中モーターポンプ	
工事件名	<u>企</u> 施 00 工事
仕様	65mm × 0.9 m ³ /min × 10m × 1.5 kW
完成年月	<u>平成</u> 年 月 (年)
受注者名	(株)

水中モーターポンプ	
形式	SEISUI - MOTOR65
要目	65mm × 0.9 m ³ /min × 10m × 1.5 kW
製造番号	1 2 1 2 - 1 2 1 2 - 0 1
製造年月	<u>令和</u> 年 月 (年)
製造者名	(株)

水中モーターポンプ	
形式	SEISUI - MOTOR65
要目	65mm × 0.9 m ³ /min × 10m × 1.5 kW
製造番号	1 2 1 2 - 1 2 1 2 - 0 2
製造年月	<u>令和</u> 年 月 (年)
製造者名	(株)

水中モーターポンプ	
形式	SEISUI - MOTOR65
要目	65mm × 0.9 m ³ /min × 10m × 1.5 kW
製造番号	1 2 1 2 - 1 2 1 2 - 0 1
製造年月	<u>平成</u> 年 月 (年)
製造者名	(株)

水中モーターポンプ	
形式	SEISUI - MOTOR65
要目	65mm × 0.9 m ³ /min × 10m × 1.5 kW
製造番号	1 2 1 2 - 1 2 1 2 - 0 2
製造年月	<u>平成</u> 年 月 (年)
製造者名	(株)

[略]

[略]

第2節 機器の製作・据付

第2節 機器の製作・据付

[略]

[略]

14-5-2-2 機器等の設計製作、加工

- 機器等は、特記仕様書、本仕様書及び設計図面等に準拠し、監督職員が承諾した承諾図書に基づいて、受注者は設計製作加工を行い正確でないに製作する。
- 主要機器等は基礎ボルトに強固に固定して地震力、重荷重に対して、転倒、横滑り、脱落、破損などが起こりにくい構造とする。
- 機器等は製造物責任法の主旨を十分考慮した構造等の製品とする。
- 機器の軸受は、負荷の性質に適した形式のもので精度の高い加工を施したものであるとする。
- 鋼材の加工については、下記のとおりとする。
ア．鋼材の接合は、原則としてアーク溶接とし、特殊な場合に限り、リベット又はボルト締めとする。
イ．鋼製加工品、架台等で気密箇所、基礎部、軸受部等の強度を必要とする場所は、連続溶接とするが、強度を必要としない場合は、この限りでない。
ウ．溶接棒の材料、太さは適用部材に合わせたものを使用し、溶接電流、溶接電圧、溶接速度を適正

14-5-2-2 機器等の設計製作、加工

- 機器等は、特記仕様書、本仕様書及び設計図面等に準拠し、監督職員が承諾した承諾図書に基づいて、受注者は設計製作加工を行い正確でないに製作する。
- 主要機器等は基礎ボルトに強固に固定して地震力、重荷重に対して、転倒、横滑り、脱落、破損などが起こりにくい構造とする。
- 機器等は製造物責任法の主旨を十分考慮した構造等の製品とする。
- 機器の軸受は、負荷の性質に適した形式のもので精度の高い加工を施したものであるとする。
- 鋼材の加工については、下記のとおりとする。
ア．鋼材の接合は、原則としてアーク溶接とし、特殊な場合に限り、リベット又はボルト締めとする。
イ．鋼製加工品、架台等で気密箇所、基礎部、軸受部等の強度を必要とする場所は、連続溶接とするが、強度を必要としない場合は、この限りでない。
ウ．溶接棒の材料、太さは適用部材に合わせたものを使用し、溶接電流、溶接電圧、溶接速度を適正

改正(令和2年10月版)	平成30年10月版
<p>に選定し、欠陥の無いように溶接しなければならない。また、部材に合ったすみ肉脚長、余盛高さ、断続溶接長さを確保しなければならない。</p> <p>エ．溶接作業従事者は、溶接に十分熟練した有資格者とし、法規則に定められるものは、これに従う。</p> <p>オ．亀裂、ピンホール、オーバーラップ、アンダーカット、肉厚過不足等の有無について外観検査し、余分な肉付、スラグ、スパッタ等の除去、グラインダ仕上げなど必要に応じた手直しを行う。特に強度を必要とする場合には、特記仕様書により浸透探傷検査、放射線検査等の非破壊検査を行い、法規則に定められたものは、これに従う。</p> <p>カ．溶接作業中は漏電、電撃、アークなどによる人身事故及び火災防止の処置を十分に行い、作業環境の整備を図る。</p> <p>〔略〕</p>	<p>に選定し、欠陥の無いように溶接しなければならない。また、部材に合ったすみ肉脚長、余盛高さ、断続溶接長さを確保しなければならない。</p> <p>エ．溶接作業従事者は、溶接に十分熟練した有資格者とし、法規則に定められるものは、これに従う。</p> <p>オ．亀裂、ピンホール、オーバーラップ、アンダーカット、肉厚過不足等の有無について外観検査し、余分な肉付、スラグ、スパッタ等の除去、グラインダ二仕上げなど必要に応じた手直しを行う。特に強度を必要とする場合には、特記仕様書により浸透探傷検査、放射線検査等の非破壊検査を行い、法規則に定められたものは、これに従う。</p> <p>カ．溶接作業中は漏電、電撃、アークなどによる人身事故及び火災防止の処置を十分に行い、作業環境の整備を図る。</p> <p>〔略〕</p>
<p>第7章 電気設備工事標準仕様書</p> <p>〔略〕</p>	<p>第7章 電気設備工事標準仕様書</p> <p>〔略〕</p>
<p>第4節 施工</p> <p>〔略〕</p>	<p>第4節 施工</p> <p>〔略〕</p>
<p>14-7-4-13 ケーブルピット工事</p> <p>(1) ピットのふたは板厚 4.5 mm以上のしま鋼板を使用し、必要に応じて裏面から山形鋼で補強すること。</p> <p>(2) 取手付ピットふたは、5枚に1枚程度設けること。</p> <p>(3) ピットの上端には山形鋼及び平鋼製の縁金物を取付けること。縁金物は、床面から取付間隔1m以下、鋼棒 D13 で固定すること。</p> <p>(4) 監視室等で床の仕上がりがタイル張りの場合のふたは板厚 4.5 mm以上の鋼板に同じタイルを張り、縁金物の見えがかり部分は真ちゅう又はステンレス製とすること。</p> <p>〔略〕</p>	<p>14-7-4-13 ケーブルピット工事</p> <p>(1) ピットのふたは板厚 4.5 mm以上のしま鋼板を使用し、必要に応じて裏面から山形鋼で補強すること。</p> <p>(2) 取手付ピットふたは、5枚に1枚程度設けること。</p> <p>(3) ピットの上端には山形鋼及び平鋼製の縁金物を取付けること。縁金物は、床面から取付間隔1m以下、鋼棒 D13 で固定すること。</p> <p>(4) 監視室等で床の仕ち上がりがタイル張りの場合のふたは板厚 4.5 mm以上の鋼板に同じタイルを張り、縁金物の見えがかり部分は真ちゅう又はステンレス製とすること。</p> <p>〔略〕</p>
<p>14-7-4-26 接地を施す電気工作物</p> <p>1. A種接地工事</p> <p>(1) 高圧及び特別高圧の機械器具の鉄台及び金属製外箱。ただし、高圧の機器で人が触れるおそれがないように木柱、コンクリート柱その他これに類するものの上に施設する場合、鉄台又は外箱の周囲に適切な絶縁台を設けた場合は、省略することができる。</p> <p>(2) 特別高圧計器用変成器の二次側電路。</p> <p>(3) 高圧又は特別高圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂等の絶縁物で被覆されたものはこの限りではない。</p> <p>(4) 高圧及び特別高圧の電路に施設する避雷器。</p> <p>(5) 特別高圧と高圧電路とを結合する変圧器の高圧側に設ける放電装置。</p> <p>(6) 特別高圧又は高圧ケーブルを収める防護装置の金属製部分、金属管、金属製接続箱、ケーブルラック、ケーブルの金属被覆。ただし、人の触れるおそれがないように施設する場合及び高圧地上立ち上り部の防護管の金属部分は、D種接地工事とすることができる。</p> <p>(7) 高圧又は特別高圧の母線等を支持する金属等の部分。</p> <p>2. B種接地工事</p>	<p>14-7-4-26 接地を施す電気工作物</p> <p>1. A種接地工事</p> <p>(1) 高圧及び特別高圧の機械器具の鉄台及び金属製外箱。ただし、高圧の機器で人が触れるおそれがないように木柱、コンクリート柱その他これに類するものの上に施設する場合、鉄台又は外箱の周囲に適切な絶縁台を設けた場合は、省略することができる。</p> <p>(2) 特別高圧計器用変成器の二次側電路。</p> <p>(3) 高圧又は特別高圧計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂等の絶縁物で被覆されたものはこの限りではない。</p> <p>(4) 高圧及び特別高圧の電路に施設する避雷器。</p> <p>(5) 特別高圧と高圧電路又は300Vを超える低圧電路とを結合する変圧器の高圧側又は低圧側に設ける放電装置。</p> <p>(6) 特別高圧又は高圧ケーブルを収める防護装置の金属製部分、金属管、金属製接続箱、ケーブルラック、ケーブルの金属被覆。ただし、人の触れるおそれがないように施設する場合及び高圧地上立ち上り部の防護管の金属部分は、D種接地工事とすることができる。</p> <p>(7) 高圧又は特別高圧の母線等を支持する金属等の部分。</p> <p>2. B種接地工事</p>

改正(令和2年10月版)	平成30年10月版
<p>(1) 高压電路と低压電路とを結合する変圧器の低压側中性点。<u>(使用電圧が300V以下の場合であって、変圧器の構造又は配電方式により変圧器の中性点に施工しがたい場合は、低压側の一端子)</u></p> <p>(2) 高压及び特別高压と低压電路とを結合する変圧器であって、その高压又は特別高压巻線と低压巻線との間の金属製混触防止板。</p> <p>(3) 特別高压電路と低压電路とを結合する変圧器の低压側中性点(接地抵抗10以下)。ただし、低压電路の使用電圧が300V以下の場合は(1)による。</p> <p>3. C種接地工事</p> <p>(1) 使用電圧300Vを超える低压用の機械器具の鉄台及び金属製外箱。</p> <p>(2) <u>使用電圧300V</u>を超える低压計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂等の絶縁物で被覆されたものは除く。</p> <p>(3) <u>使用電圧300V</u>を超える低压ケーブル配線に<u>用いる</u>電線路のケーブルを収める金属管、金属製接続箱、ケーブルラック、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルの金属被覆など。</p> <p>(4) <u>使用電圧300Vを超える合成樹脂管配線に使用する</u>金属製プルボックス。</p> <p>(5) <u>使用電圧300Vを超える低压の</u>金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線に<u>用いる</u>管、ダクト。</p> <p>(6) ガス蒸気危険場所及び粉塵等の危険場所の電気機械器具。</p> <p>(7) 上記(2)~(5)の箇所において、人の触れるおそれがないように施設する場合は、監督職員と協議してD種接地工事とすることができる。</p> <p>3. D種接地工事</p> <p>(1) 使用電圧300V以下の機械器具の鉄台及び金属製外箱、配分電盤など。</p> <p>(2) 高压地中電線路に接続する金属製外箱。</p> <p>(3) <u>使用電圧300V</u>以下の低压計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム合成樹脂等の絶縁物で被覆されたものは除く。</p> <p>(4) <u>使用電圧300V</u>以下の回路に接続する避雷器。</p> <p>(5) 低压又は高压架空配線にケーブルを使用し、これをちょう架する場合のメッセンジャワイヤ。</p> <p>(6) 地中配線を収める金属製の暗渠、管及び管路、金属製の配線接続箱及び地中配線の金属被覆など。</p> <p>(7) 高压計器用変成器の二次側電路。</p> <p>(8) <u>使用電圧300V</u>以下の合成樹脂管配線に<u>用いる</u>金属製ボックス。</p> <p>(9) <u>使用電圧300V</u>以下の金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線に<u>用いる</u>管、ダクト及びその付属品。<u>使用電圧300V</u>以下のケーブル配線に<u>用いる</u>ケーブル保護装置の金属製部分、ケーブルラック及びケーブルの金属被覆など、ただし、下記のものは省略できる。</p> <p>ア．乾燥した場所に布設する長さ4m以下の金属管、ケーブル保護装置の金属製部分及びケーブルの金属被覆など。</p> <p>イ．使用電圧が直流300V又は交流対地電圧150V以下で人の容易に触れるおそれのない場所又は乾燥した場所に施設する長さ8m以下の金属管、ケーブル保護装置の金属製部分及びケーブルの金属被覆、機械器具の鉄台及び金属製外箱など。</p> <p>ウ．長さ4m以下の金属製可とう電線管。</p> <p>(10) 低压屋内配線と弱電流電線を堅ろうな隔壁を設けて収める場合の電線保護物の金属部分。</p> <p>(11) プログラマブルロジックコントローラ及び計装機器類。</p> <p>(12) 電子計算機、周辺機器類及び遠方監視制御装置。</p> <p>(13) 信号ケーブルのシールドアース。</p> <p>〔略〕</p>	<p>(1) 高压電路と<u>300V以下の</u>低压電路とを結合する変圧器の低压側中性点、<u>ただし</u>、変圧器の構造又は配電方式により変圧器の中性点に施工しがたい場合は、<u>低压側の一端子</u>。</p> <p>(2) 高压及び特別高压と低压電路とを結合する変圧器であって、その高压又は特別高压巻線と低压巻線との間の金属製混触防止板。</p> <p>(3) 特別高压電路と低压電路とを結合する変圧器の低压側中性点(接地抵抗10以下)。ただし、低压電路の使用電圧が300V以下の場合は(1)による。</p> <p>3. C種接地工事</p> <p>(1) 使用電圧300Vを超える低压用の機械器具の鉄台及び金属製外箱。</p> <p>(2) 300Vを超える低压計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム、合成樹脂等の絶縁物で被覆されたものは除く。</p> <p>(3) 300Vを超える低压ケーブル配線による電線路のケーブルを収める金属管、金属製接続箱、ケーブルラック、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルの金属被覆など。</p> <p>(4) <u>合成樹脂管配線による300Vを超える低压屋内配線に使用する</u>金属製プルボックス。</p> <p>(5) 金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線による<u>300Vを超える低压屋内配線の</u>管、ダクト。</p> <p>(6) ガス蒸気危険場所及び粉塵等の危険場所の電気機械器具。</p> <p>(7) 上記(2)~(5)の箇所において、人の触れるおそれがないように施設する場合は、監督職員と協議してD種接地工事とすることができる。</p> <p>3. D種接地工事</p> <p>(1) 使用電圧300V以下の機械器具の鉄台及び金属製外箱、配分電盤など。</p> <p>(2) 高压地中電線路に接続する金属製外箱。</p> <p>(3) 300V以下の低压計器用変成器の鉄心。ただし、外箱のない計器用変成器がゴム合成樹脂等の絶縁物で被覆されたものは除く。</p> <p>(4) 300V以下の避雷器。</p> <p>(5) 低压又は高压架空配線にケーブルを使用し、これをちょう架する場合のメッセンジャワイヤ。</p> <p>(6) 地中配線を収める金属製の暗渠、管及び管路、金属製の配線接続箱及び地中配線の金属被覆など。</p> <p>(7) 高压計器用変成器の二次側電路。</p> <p>(8) 300V以下の合成樹脂管配線に<u>使用する</u>金属製ボックス。</p> <p>(9) 300V以下の金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、バスダクト配線、フロアダクト配線に<u>使用する</u>管、ダクト及びその付属品。300V以下のケーブル配線に<u>使用する</u>ケーブル保護装置の金属製部分、ケーブルラック及びケーブルの金属被覆など、ただし、下記のものは省略できる。</p> <p>ア．乾燥した場所に布設する長さ4m以下の金属管、ケーブル保護装置の金属製部分及びケーブルの金属被覆など。</p> <p>イ．使用電圧が直流300V又は交流対地電圧150V以下で人の容易に触れるおそれのない場所又は乾燥した場所に施設する長さ8m以下の金属管、ケーブル保護装置の金属製部分及びケーブルの金属被覆、機械器具の鉄台及び金属製外箱など。</p> <p>ウ．長さ4m以下の金属製可とう電線管。</p> <p><u>(10) 対地電圧150Vを超える白熱電灯を収める電灯器具の金属製部分。</u></p> <p>(11) 低压屋内配線と弱電流電線を堅ろうな隔壁を設けて収める場合の電線保護物の金属部分。</p> <p>(12) <u>シーケンスコントローラ</u>、プログラマブルコントローラ及び計装機器類。</p> <p>(13) 電子計算機、周辺機器類及び遠方監視制御装置。</p> <p>(14) 信号ケーブルのシールドアース。</p> <p>〔略〕</p>

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

第8章 電気設備機器標準仕様書

第8章 電気設備機器標準仕様書

第1節 配電盤・制御盤等

第1節 配電盤・制御盤等

〔略〕

〔略〕

6.扉

6.扉

- (1) 盤の扉の共通キーは、監督職員の指定による。
- (2) 盤の扉は共通キーにより施錠でき、90°以上開いた状態で固定できること。また、扉にはハンドルと連動する上下の押さえ金具を設ける。(両開き扉の場合には、左右それぞれに設ける。)
- (3) 蝶番は、ドアが片下がりしないよう十分な強度を有し、裏蝶番を設ける。
- (4) 扉把手ツメ当たり面及びロッド当たり面には、フレーム側にステンレス板等を取り付ける。ただし、コントロールセンタは除く。
- (5) 自立盤及び屋外現場操作盤の扉には、ドアストッパを取り付ける。ただし、コントロールセンタのユニット扉は除く。
- (6) 盤幅が1,000mmを超える場合は両開きとする。
- (7) 扉にひずみが生じることのないように、必要に応じて補強を行う。

- (1) 盤の扉の共通キーは、「タキゲン200」とする。
- (2) 盤の扉は共通キーにより施錠でき、90°以上開いた状態で固定できること。また、扉にはハンドルと連動する上下の押さえ金具を設ける。(両開き扉の場合には、左右それぞれに設ける。)
- (3) 蝶番は、ドアが片下がりしないよう十分な強度を有し、裏蝶番を設ける。
- (4) 扉把手ツメ当たり面及びロッド当たり面には、フレーム側にステンレス板等を取り付ける。ただし、コントロールセンタは除く。
- (5) 自立盤及び屋外現場操作盤の扉には、ドアストッパを取り付ける。ただし、コントロールセンタのユニット扉は除く。
- (6) 盤幅が1,000mmを超える場合は両開きとする。
- (7) 扉にひずみが生じる場合は、補強を行う。

7.名称銘板・製造銘板

7.名称銘板・製造銘板

- (1) 正面には名称銘板及び盤番号銘板を取り付ける。なお、背面が扉及び引き掛けカバーの場合も同様とする。
- (2) 盤の名称銘板及び盤番号銘板は合成樹脂製とし、その取り付けはステンレス製ビス止め又は合成樹脂製ビス止め(屋外盤は除く)とする。屋外盤等温度差がある場所では、合成樹脂の伸縮や盤の腐食を考慮した取り付けとする。
- (3) 盤内収納機器(タイマー、MCCB、CP、警報設定器等)には用途名シール等を取り付ける。ただし、補助継電器はデバイス名のみでよい。
- (4) 盤には製造年月、製造会社名及び製造番号等を記載した製造銘板を扉裏面下部等に取り付ける。
- (5) 高圧閉鎖配電盤等の盤内に取り付ける変圧器、コンデンサ、リアクトル、CT等の主要機器で銘板が見難くなるものは盤内の見やすい箇所に副銘板を取り付ける。
- (6) 非常停止ボタンには、操作方式の銘板(文字は赤字)を取り付ける。ただし、監視盤等は除く。また、銘板が見えるように誤作動防止カバーを取り付ける。

- (1) 正面には名称銘板及び盤番号銘板を取り付ける。なお、背面が扉及び引き掛けカバーの場合も同様とする。
- (2) 盤の名称銘板及び盤番号銘板は合成樹脂製とし、その取り付けはステンレス製ビス止め又は合成樹脂製ビス止め(屋外盤は除く)とする。屋外盤等温度差がある場所では、合成樹脂の伸縮や盤の腐食を考慮した取り付けとする。
- (3) 盤内収納機器(タイマー、MCCB、CP、警報設定器等)には用途名シール等を取り付ける。ただし、補助継電器はデバイス名のみでよい。
- (4) 盤には製造年月日及び製造番号等を記載した製造銘板を扉裏面下部等に取り付ける。
- (5) 高圧閉鎖配電盤等の盤内に取り付ける変圧器、コンデンサ、リアクトル、CT等の主要機器で銘板が見難くなるものは盤内の見やすい箇所に副銘板を取り付ける。
- (6) 非常停止ボタンには、操作方式の銘板(文字は赤字)を取り付ける。ただし、監視盤等は除く。また、銘板が見えるように誤作動防止カバーを取り付ける。

〔略〕

〔略〕

改正(令和2年10月版)

平成30年10月版

第15編 森林編

〔変更なし〕

第16編 集落排水編

〔変更なし〕

第16編 森林編

森林土木工事における治山防潮工、溪間・山腹工、林道その他これらに類する工種については、「森林整備保全事業工事標準仕様書」(林野庁編集)(以下「標準仕様書」とする。)の最新版を準用するものとする。

ただし、標準仕様書「第1編 共通編」については、福井市土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」とする。)
「第1編 共通編」を適用し、標準仕様書「第2編 材料編」については、「第2章 第4節 木材 及び 第9節 植生材料」を除いて、共通仕様書「第2編 材料編」を適用し、標準仕様書「第3編 森林土木工事共通編」については、「第2章 土工」を除いて、共通仕様書「第3編 土木工事共通編」を適用する。

なお、標準仕様書において、文中参照が上述により共通仕様書を適用している場合は、共通仕様書の当該箇所と読み替えるものとする。

参照：林野庁HPより「森林整備保全事業工事標準仕様書」

http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun_siyosyo.html

第17編 集落排水編

集落排水関係工事において、農林水産省所管の集落排水工事にあつては、第12編下水道編を準用する。